

1 諮問事項の概要

[提案理由] 大規模な災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により、委員が委員会の開催場所への参集が困難である場合など、特に必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができる「オンライン委員会」を開催できるようにする。

[概要説明] 令和2年4月30日付け総務省行政局行政課長通知
新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について

(※通知内容の抜粋 略)

同通知もあり、市町村議会におけるオンライン委員会が急速に広がりつつある。

2 小田原市議会を取り巻く状況

[オンライン会議を導入する場合における留意点]

- ・令和4年度からの、市議会タブレット端末の導入に伴い、議員側に一定の環境が整ってくる
- ・オンライン会議を導入する際にあたっては、会議規則や委員会条例の改正に加え、実際の運用方法等についてのルール（要綱、規定、申合せなど）を定める必要がある
- ・議会改革検討委員会での検討範囲をどこまでとするかについて決定する必要がある
- ・運用のルール化にあたっては、具体的な協議を行う場をどうするか、運用における執行部側との調整といったことも検討する必要がある

3 オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正に関する検討結果報告及び参考条例等（令和4年2月 全国市議会議長会）

[検討結果報告]

- ・オンラインの方法による委員会の開催に関し、「標準会議規則等の改正等に関する検討会議」で標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則等（以下「標準」という。）の改正とするべきか否かの議論
 - 今後、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要性が高まる
 - オンラインの方法による委員会の開催は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまでも例外的なものである上、地方自治法の改正によるものではないため、改正は時機尚早

議論の結果

- ・今回は、標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則等の改正を行うことは見送る
 - ・仮に委員会条例等を改正する場合、どの規定を改正するのが適当か、「標準」をベースに参考条例等を示す
- ※併せて、オンラインによる方法で委員会を開く際の留意点などについて通知する必要があることから、「オンライン委員会の運営に関する主な留意事項」を作成

[参考条例等] 資料 6-2 を参照

4 委員会条例や会議規則以外の留意点

参考条例等に併せて、委員会条例や会議規則では網羅することが困難な開催の手續や運営に関する留意点についても、次のとおり示された（議会運営委員会などで協議し、要綱や申合せとして、あらかじめ定めておくことが適当とされている）。

[オンライン委員会の運営に関する主な留意事項] ※要旨の抜粋

- ・開会の手順（想定される具体的な手順）
- ・出席確認①（オンラインによる方法で参加した委員の出席確認の方法）
- ・出席確認②（出席とみなすことができない（退席したとみなす）要件） 映像や音声の切断等
- ・正副委員長の互選（現状においては、オンライン委員会では指名推薦が適当）
- ・表決方法（オンライン委員会では、簡易または起立で行うこと基本とするのが適当）
- ・秩序保持（秩序保持の方法は、あらかじめ定めておくことが適当）
- ・除斥、自主退席（除斥、自主退席の方法は、あらかじめ定めておくことが適当）
- ・委員外議員、請願紹介議員の出席（ID、パスワードなどの通知）
- ・議長の出席（ログイン、発言などの具体的な方法は、あらかじめ定めておくことが適当）
- ・議案、文書による動議及び資料などの提出と取扱い（あらかじめ委員長に提出することが原則）
- ・公述人、参考人（オンラインでの聴取は可能と考えるが、なりすまし防止等が必要）
- ・傍聴（総務省通知（委員会の様子を住民が見聞できる環境の確保）の趣旨を踏まえて定める）

	標準委員会条例	委員会条例の一部改正案 (標準会議規則等の改正等に関する検討会議)
招集	<p>(招集)</p> <p>第15条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p>	
委員会の開催方法の特例		<p>(委員会の開催方法の特例)</p> <p>第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>

<p>委員長及び委員の除斥</p>	<p>(委員長及び委員の除斥) 第 18 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p>	<p>(委員長及び委員の除斥) 第 18 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。 2 前項の委員長又は委員が、<u>第 15 条の 2 第 2 項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>
<p>出席説明の要求</p>	<p>(出席説明の要求) 第 21 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	<p>(出席説明の要求) 第 21 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。 2 前項の規定により出席を求められた者は、<u>オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>

	標準会議規則	会議規則の一部改正案 (標準会議規則等の改正等に関する検討会議)
公述人の決定	<p>(公述人の決定)</p> <p>第 25 条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第 25 条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。</p> <p>3 <u>公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>
代理人又は文書による意見の陳述	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u></p>
参考人	<p>(参考人)</p> <p>第 29 条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第 26 条（公述人の発言）、第 27 条（委員と公述人の質疑）及び第 28 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</p>	<p>(参考人)</p> <p>第 29 条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>4 <u>参考人については、第 26 条（公述人の発言）、第 27 条（委員と公述人の質疑）及び第 28 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</u></p>

<p>定足数に関する措置</p>	<p>(定足数に関する措置) 第 94 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。</p>	
<p>出席委員に関する措置</p>		<p>(出席委員に関する措置) 第 94 条の 2 この章における出席委員には、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。</p>
<p>委員外議員の発言</p>	<p>(委員外議員の発言) 第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。</p>	<p>(委員外議員の発言) 第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。 3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</p>

不在委員（不在議員）	<p>（不在委員）</p> <p>第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p>	<p>（不在委員）</p> <p>第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、<u>法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p>
紹介議員の委員会出席	<p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</p>	<p>（紹介議員の委員会出席）</p> <p>第 142 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 <u>前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p>

協議又は調整を行うための場	<p>(協議又は調整を行うための場)</p> <p>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	
協議等の場の開催方法の特例		<p>(協議等の場の開催方法の特例)</p> <p><u>第166条の2</u> 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</p>